

国産品調達における特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項（特定費目の外貨建費目だけ）

第1条 国産品調達における特定費目の代金の確定に関する特約条項第2条の規定にかかわらず、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目（外貨建費目）に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が、特定費目（外貨建費目）金額の合計額に達しない場合は実績額をもって、これに等しい場合は当該特定費目の合計額をもって、代金として確定し、これを超える場合はを超える部分の実績額（以下「為替差損」という。）について、別に定める特約条項における代金の確定時まで、為替差損を乙の負担としないことを基本として甲・乙協議し、原則として契約金額の範囲内において措置するものとする。

第2条 前条の規定による代金の確定は令和 年 月 日までに行うことを目途とする。

第3条 第1条の場合において、実績額の合計額が特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額に契約金額を変更する措置をとるものとし、これに等しい場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとし、これを超える場合は第1条の協議の結果を待って所要の措置をとるものとする。

第4条 乙は、代金の確定年度の前年度から、要確定費目金額表に掲げる当該費目の実績額を別紙様式により、甲に報告するものとする。

第5条 報告の提出は、各四半期終了1ヶ月以内とし、その開始期間は、代金の確定目途日の一年前からとする。ただし、外貨建費目が全て既決済となり、その報告があったものについてはそれ以降の報告は必要としない。

別紙様式

(例)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処調達部長 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

外貨建費目額見込報告書

下記の契約について、令和 年 月 日現在の外貨建費目見込額を次のとおり報告します。

記

- 1. 統 制 番 号
(調達要求番号)
- 2. 品 名
- 3. 履 行 期 限 令和 年 月 日
- 4. 契 約 金 額
- 5. 外貨建費目見込額

	原契約外貨 建費目額 (A)	外貨建費目 既決済額 (B)	外貨建費目 未決済額 (C)	外貨建費目 総額 (B) + (C)	予想為替差 益又は差損 (A) - (B) - (C)
外貨額					
円 貨					

注：外貨建費目未決済額については、現在のレートを使用する。